

# 法務速報（第 284 号/2025 年 1 月 28 日）

公益財団法人 日弁連法務研究財團

## (本号の目次) -----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 6 年(2024 年)12 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 12 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 12 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

## (掲載判例 INDEX) -----

\*「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

### (民事法)

【1】Y 社従業員が X の物流倉庫で火災を発生させたため X が約 151 億円の内金 101 億円余の損害賠償を請求。過失相殺 3 割 5 分、X が受領した保険金(49 億円余)は損益相殺として控除すべき利益に当たらない等として 94 億円余の限度で X の請求を認容した事例(令和 6 年 2 月 8 日東京高裁)

参照条文等: 民法 415 条・416 条・418 条

キーワード: 火災保険 損益相殺 損害賠償

【2】東北電力女川原子力発電所から半径 5km を超え 30km の範囲に住む住民らが同原発の安全性に問題がある等として運転差止を求めたところ、女川地域原子力防災協議会又は原子力防災会議の判断過程に看過し難い過誤等はないとして請求を棄却した事例(令和 6 年 11 月 27 日仙台高裁)

参照条文等: 原子力災害対策特別措置法 6 条の 2、憲法 13 条

キーワード: 原子力発電所 運転差止請求 判断過程の過誤

【3】元妻及び子である X らが元夫 Y から継続的にいわゆる DV を受けている旨主張し損害賠償(元妻につき 220 万円、子らにつき各 330 万円)を求め、いずれも 110 万円(慰謝料 100 万円、弁護士費用 10 万円)の限度で X らの請求が認容された事例(令和 4 年 3 月 29 日東京地裁)

参照条文等: 民法 709 条

キーワード: DV 損害賠償請求 慰謝料

【4】検索サイト運営会社 Y2 のニュースページには新聞社 Y1 が配信した記事が自動的に掲載される仕組みになっていたところ、X が Y1 の記事で名誉毀損されたとして Y1、Y2 に慰謝料を請求したが、Y1 に対してのみ賠償責任が認められた事例(令和 5 年 3 月 29 日東京地裁)

参照条文等: 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 3 条 1 項

キーワード: 検索サイト 新聞社の記事 自動的に掲載 発信者

【5】大学サークルの飲み会の多量飲酒が原因で死亡した学生の両親である X らが飲酒の関係者に損害賠償を求めた事案で、飲酒を強要した学生らのほか、飲み会参加者方に死亡学生を運び入れた学生らには救護義務違反を理由として損害賠償債務を認めた事例(令和 5 年 3 月 31 日大阪地裁)

参照条文等: 民法 709 条、722 条(平 29 法 44 号改正前)

キーワード: 多量飲酒 救護義務違反 損害賠償

【6】Y 健康保険組合の健康診断業務を担ってきた公益財団法人 X は、新型コロナウイルスの感染拡大で実施されなかった令和 2 年度の健康診断につき Y に報酬金の支払等を求めたところ、主位的請求は棄却されたが、Y の契約締結上の過失を認めて信頼利益の損害賠償を認めた事例(令和 5 年 5 月 9 日東京地裁)

参照条文等:民法 415 条・536 条 2 項・643 条・656 条・709 条

キーワード:健康診断業務 中止 報酬金の支払い 契約締結上の過失 信頼利益

【7】雪崩によって死亡した登山講習会参加の高校の教員及び生徒らの遺族 X らが、主催者らに損害賠償を請求した事案で、講師個人の賠償責任を否定したが、高等学校体育連盟及び県に対し総額 2 億 9270 万 7342 円及び遅延損害金の支払を命じた事例(令和 5 年 6 月 28 日宇都宮地裁)

参照条文等:民法 709 条、国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:登山講習会 雪崩による事故 損害賠償 公務員の職務行為

【8】X は動物愛護法所定の第一種動物取扱業者 Y から犬 1 匹を購入したが、寄生虫感染による病変が診断されたため損害賠償を求めた事案で、Y には目視による観察を超えて医学的検査を実施すべき義務を負っていないとして請求を棄却した事例(令和 5 年 12 月 5 日東京地裁)

参照条文等:民法 415 条 1 項・483 条・709 条、動物の愛護及び管理に関する法律 21 条 1 項・21 条の 2、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令 4 環境省令 16 号改正前)2 条 4 号口・ヘ・7 号二

キーワード:犬の購入 寄生虫感染 医学的検査を実施する義務

#### (知的財産)

【9】原告は指定商品を第 10 類「医療用機械器具」とし「AWG 治療」なる登録商標権者で、指定役務を第 44 類「医療用機械器具の貸与」等とする「AWG 治療」なる被告登録商標の無効審判が不成立となつたため審決取消を求めたところ、請求が認容された事例(令和 6 年 11 月 11 日知財高裁)

参照条文等:商標法 2 条 3 項 2 号・4 条 1 項 11 号・36 条・37 条 1 号

キーワード:指定役務 医療用機械器具とその貸与 商標の無効

【10】発明の名称を「情報処理端末」とする特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、本件補正を却下した本件審決の判断には誤りがあるとして審決を取り消した事案(令和 6 年 11 月 13 日知財高裁)

参照条文等:特許法 17 条の 2 第 5 項

キーワード:不服審判請求 補正の却下 審決の取り消し 特許請求の範囲の減縮

【11】被告は第 29 類「ギリシャ国の伝統製法によるヨーグルト」を指定商品とする「至福のギリシャ」なる登録商標の商標権者だが、原告(ギリシャ共和国)は被告商標の無効を不成立とする審判の取消を求める訴訟を提起したところ請求が棄却された(令和 6 年 11 月 25 日知財高裁)

参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 7 号

キーワード:ヨーグルト ギリシャ 登録商標の無効

【12】発明の名称を「電子患者介護用のシステム、方法および装置」とする特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決につき、特許請求の範囲の記載が明確性要件を満たさないとした判断には誤りがあるとして審決を取り消した事案(令和 6 年 11 月 27 日知財高裁)

参照条文等:特許法 36 条 6 項 2 号

キーワード:特許出願の拒絶査定 特許権の範囲の記載 明確性要件

#### (民事手続)

【13】無免許運転の自動車事故の損害賠償請求訴訟中に被告が破産手続開始の申立てをしたところ、非免責債権には該当せず、免責許可決定が確定したときは、損害賠償債務は自然債務となり給付保持力のみを有し、その限度で確認する利益が認められると判示(令和 6 年 3 月 6 日名古屋地裁)

参照条文等:破産法 253 条 1 項 3 号、民事訴訟法 246 条

**キーワード:質的一部認容判決 自然債務 免責許可決定**

(刑法)

【14】被告人が顧客から賃金債権の一部を額面額から4割程度割り引いた額で譲り受け、同額の金銭を交付する給料ファクタリングと称する取引を行っていたところ貸金業法違反(無登録営業)及び出資法違反(超高金利罪)に問われ、各罪の成立が認められた事例(令和5年2月20日最高裁)

参照条文等:貸金業法2条1項、出資の借入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条3項・7条、労働基準法24条1項

**キーワード:給料ファクタリング 貸金業法違反 出資法違反**

【15】被告人は窃盗、大麻取締法違反等被告事件につき懲役刑の宣告を受け、同日保釈された。被告人は控訴し控訴棄却の判決の宣告を受けたが、別件大麻取締法違反被疑事件で逮捕されるまで逃亡したことから、検察官が保釈保証金の没収を請求し認容された(令和6年11月19日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法96条7項

**キーワード:別件事件で逮捕 逃亡 保釈保証金の没取**

【16】死刑執行上申書の一切及び同書の添付資料の一切(本件対象文書)の開示請求に対し、原判決が認定した事実及び理由を引用し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律8条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示としたことが是認された事案(令和6年11月20日名古屋高裁)

参照条文等:行政機関の保有する情報の公開に関する法律8条

**キーワード:死刑執行上申書 不開示決定 控訴棄却**

【17】地方自治体の道路改良工事にかかる入札につき予定価格や工法が公示される事情下ではこれらが「入札等に関する秘密」に該当するか争われた事案。本判決は予定価格や工法をいち早く知ることで入札体制を整えることが出来る以上秘密該当性は損なわれない等と判断(令和6年11月21日福岡高裁)

参照条文等:入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律8条、刑法96条の6第1項

**キーワード:道路改良工事 予定価格 工法 入札等に関する秘密**

【18】被告人(医師)が筋萎縮性側索硬化症に罹患した者への嘱託殺人罪に問われた事案であり、可罰的違法性の有無等が争われた。被告人は被害者の病状等を把握しておらず、被害者の意思の真摯性等の確認も行っていないことから可罰的違法性が認められると判断(令和6年11月25日大阪高裁)

参照条文等:刑法202条

**キーワード:医師 筋萎縮性側索硬化症 嘱託殺人罪 可罰的違法性**

【19】保険金殺人事案において、犯人性を基礎付ける間接事実の評価及び弁護人が掲げる間接事実の評価を行い、犯人性を認めた原判決を支持し、論理則、経験則等に照らして不合理なものではなく、原判決に事実誤認はないとした事例(令和6年11月27日福岡高裁)

参照条文等:刑法199条

**キーワード:保険金殺人 犯人性 控訴棄却**

【20】拘置所及び刑務所でレンズが無色透明ではない等の理由で当該眼鏡の使用を許可しないとの措置を受けた原告及びその国選弁護人が、当該措置を違法として慰謝料の支払を求めたことについて、適切に視力を矯正して日常生活を送ることは憲法13条に基づく基本的人権と同等に尊重されるべきとして請求を一部認容した事例(令和5年4月20日大阪地裁)

参照条文等:刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律31条・42条1項・2項・73条1項・2項

**キーワード:拘置所 刑務所 眼鏡の使用 国家賠償請求**

【21】被告人が自宅で覚せい剤を所持したとして起訴されたが、本件覚醒剤は被告人の鞄内の財布から発見されたとは認められず、被告人が覚醒剤を所持したとは認められないとして無罪を言い渡した事例(令和5年10月13日大阪地裁)

参照条文等:覚醒剤取締法 41条の2

キーワード:覚せい剤所持 財布 無罪判決

#### (公法)

【22】沖縄防衛局長が沖縄に関する特別行動委員会(以下「SACO」)見舞金の支払手続をとらなかったことにつき、被害者が SACO 見舞金受諾書を提出しておらず SACO 見舞金を支給する旨の合意が成立していない以上、国が国家賠償法 1条1項に基づく損害賠償責任を負わないとされた事例(令和6年12月16日最高裁)

参照条文等:日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 18条6項、国家賠償法 1条1項

キーワード:SACO 見舞金不支給 国家賠償請求

【23】内閣が「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する基本方針、平和安全法制関連2法に係る法律案を閣議決定したこと等に対し、控訴人が平和的生存権、憲法改正・決定権等を侵害されたとして損害賠償を求めたが、いずれの請求も棄却された事例(令和6年12月5日高松高裁)

参照条文等:憲法 13条等

キーワード:安全保障法制 平和安全法制 閣議決定 法律上保護される利益

【24】土地付き中古住宅の販売事業を営む X が、顧客への物件の譲渡に係る消費税及び地方消費税の納税申告について処分行政庁が行った更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分は違法であるとして国を相手に取消しを求めたところ、Xの請求が棄却された事例(令和5年5月25日東京地裁)

参照条文等:消費税法 28条1項・4項、消費税法施行令(平成30年政令第135号による改正前のもの)45条3項

キーワード:中古住宅の販売 消費税及び地方消費税 更正処分取消訴訟

#### (社会法)

【25】Yが、技能低劣で、退職の意思表示を翻してYに混乱をもたらしたとした等として従業員Xを解雇したが、Xは解雇が無効であるとして地位確認を求めたところ、Xの業務遂行に特段の問題はなく、明示的な退職意思を示していなかった等として請求が認容された(令和6年4月24日福岡地裁)

参照条文等:労働契約法 16条

キーワード:退職意思 明示 解雇無効

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

### 【1】東京高判令和 6 年 2 月 8 日 判例時報 2605 号 59 頁

#### 令和 5 年(ネ)第 3077 号 損害賠償請求控訴事件 一部変更(確定)

本件は、X(文房具、事務用品等の販売等を目的とする株式会社であり、3 階建て物流倉庫を所有)が Y(製紙原料卸売並びに紙加工等を目的とする株式会社)との間で、段ボール等の再生資源を継続的に Y に売却する契約を締結していたところ、Y の従業員が X の物流倉庫の端材室において、段ボールの回収運搬作業を開始する際、作業スペースを確保するため、大量の段ボールが堆積していることを認識しながらフォークリフトを繰り返し前進・後退させた結果、火災を発生させたとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償として約 151 億円の内金 101 億円余の支払を求めた事案である。原審は、Y の従業員の過失を認め、債務不履行責任を肯定し、過失相殺 2 割、損益相殺をして X の請求を一部認容(51 億円余)したのに対し、X・Y 双方が控訴した。

本判決は、Y の従業員によるフォークリフトの運転により、高温となった排気管と段ボールが接触して発火し、これにより本件火災が発生したものであり、Y の従業員に過失があったとし、過失相殺について、X において、段ボールが高く堆積していたこと、火災報知設備の鳴動を誤操作と誤認して 2 回にわたりスイッチを切ったこと、定期的な消防訓練において通報訓練を行っていなかったことその他の事情がみられたことに加え、Y の従業員の過失の程度が重くないことを考慮して 3 割 5 分とし、損益相殺については、X が本件火災により受領した保険金(49 億円余)は損益相殺として控除すべき利益に当たらないとして 94 億円余の限度で請求を認めた。

参照条文等:民法 415 条・416 条・418 条

### 【2】仙台高判令和 6 年 11 月 27 日 裁判所 HP

#### 令和 5 年(ネ)第 206 号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/602/093602\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/602/093602_hanrei.pdf)

東北電力女川原子力発電所からおおむね半径 5km を超え 30km の範囲に居住している住民らが同原発の安全性(深層防護)に問題がある等として運転差し止めを求めた事案である。

裁判所は、バスによる避難計画に具体性がない等とした住民らの主張を踏まえても、女川地域原子力防災協議会又は原子力防災会議の判断の過程に看過し難い過誤や欠落があると認めるに足りる証拠はないとして、その請求を退けた。

参照条文等:原子力災害対策特別措置法 6 条の 2、憲法 13 条

### 【3】東京地判令和 4 年 3 月 29 日 判例時報 2604 号 27 頁

#### 令和 3 年(ワ)第 7322 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴、和解))

元妻及び子である X らが、元夫 Y から継続的にいわゆる DV を受けている旨主張し、不法行為に基づく損害賠償(元妻につき 220 万円、子らにつき各 330 万円)を求めた事案。本判決は、Y の行為について、個別の暴言又は暴力にとどまらず、本来は平穏な生活を送ることが期待される家庭内において、X らに強度の身体的又は精神的苦痛を被らせる行為を継続的に行っていたものと評価すべきであるとして、いずれ

も 110 万円(慰謝料 100 万円、弁護士費用 10 万円)の限度で X らの請求を認容した。

参照条文等:民法 709 条

#### 【4】東京地判令和 5 年 3 月 29 日 判例時報 2604 号 56 頁

令和 2 年(ワ)第 22748 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

Y2 は検索サイト Q1 及びその中のニュースページ(Q4 ニュース)を運営する株式会社であるところ、Q4 ニュースの記事は、原則として Y2 が自ら取材・執筆せず、所定の審査を経て Y2 と記事配信契約を締結した新聞社 Y1 等が Y2 のサーバ上に自ら原稿データを流し込むことにより、Y2 による個別の許可等を必要とせず自動的に配信される仕組みとなっていた。

X は Y1 の原稿データ入力により Q4 ニュースに掲載された記事(本件記事)によって名誉を毀損されたとして、Y らに対し連帯して慰謝料等の支払を求めたところ、Y2 は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 3 条 1 項が適用され、同項各号に該当しないから免責されるとして争った。

本判決は、Y2 は入稿に関与していないこと等から「発信者」(同項但書)には該当せず、同項本文が適用されるとして、Y2 の主張を認めた。

参照条文等:特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 3 条 1 項

#### 【5】大阪地判令和 5 年 3 月 31 日 判例タイムズ 1525 号 201 頁

令和 2 年(ワ)第 6472 号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/081/092081\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/081/092081_hanrei.pdf)

大学サークルの飲み会における多量飲酒が原因で死亡した学生の両親である X らは、(1)Y1 ないし Y10(飲み会に参加した学生)及び(2)Y11 ないし Y18(飲み会後に介抱役等を担った学生)に対し、(1)につき、(イ)死亡前に多量の飲酒を強要した、(ロ)多量の飲酒が原因で死亡する危険のある状態に陥ったことを認識したにもかかわらず救護措置をとらなかった、(2)につき介抱している際に同様に危険のある状態に陥ったことを認識しながら救護措置をとらなかったことが不法行為にあたるとして損害賠償を求めた。

本判決は、(1)(イ)について、一気飲みを促すコールは掛けられていたが断ったとしてもペナルティ等はなく違法な飲酒強要はなかったとしたが、(1)(ロ)について、多量の飲酒を促した先行行為に基づき救護義務を負い、危険な状態にあることを認識出来たにもかかわらず救護措置をとらなかったので同義務違反があるとし、(2)について、Y11 ないし Y16 については、介抱の一環として飲み会参加者方に死亡学生を運び入れていることから保護を排他的に引き受けたといえるので救護義務を負い、上記のとおり危険な状態にあったことを認識できたにもかかわらず救護措置をとらなかったので同義務違反があるとし、その上で、死亡学生は成人しており飲酒量は自己の判断で管理すべきであったことから、(1)について 5 割の過失相殺を認め、X らにそれぞれ連帯して 21,103,620 円の支払いを認め、(2)については、飲み会に参加しておらず飲酒量も知らされていなかったこと等から 7 割の過失相殺を認め、X らにそれぞれ連帯して 12,663,172 円の支払いを認めた。

参照条文等:民法 709 条、722 条(平 29 法 44 号改正前)

#### 【6】東京地判令和 5 年 5 月 9 日 判例時報 2605 号 87 頁

## 令和 3 年(ワ)第 17344 号 業務委託費支払請求事件 一部認容、一部棄却(控訴<控訴棄却>)

本件は、Y(健康保険組合)との間で、Y の被保険者である R1 グループ各社の従業員に対する健康診断に関する業務を受諾する旨の平成 31 年 4 月 1 日付基本契約を締結していた X(健康診査事業等を行う公益財団法人)が、Y に対し、主位的には、Y との間で令和 2 年度の本件受諾業務を受諾する旨の契約(本件個別契約)を締結したと主張して、報酬金(1 億 7504 万円余)の支払を、予備的には、X が Y との間で本件個別契約が成立したと信じ、種々の支出をするなどしたのは、Y の契約締結上の過失によるものであると主張して、債務不履行又は不法行為による損害賠償として同額の損害賠償金の支払を求めた事案である。X は、平成 11 年 4 月、Y と基本契約を締結後、約 20 年にわたり、基本契約に基づいて、毎年個別の覚書を取り交わし、健康診断業務を実施しており、令和 2 年度も、XY の担当者間において協議し、概要が合意されたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、覚書が取り交わされることなく、健康診断業務を行なうことはなかった。

本判決は、毎年覚書を取り交わす方法によって個別契約が締結されてきたこと等から本件個別契約の成立は認められないとして主位的請求を棄却したが、X が 20 年もの間、Y から健康診断業務を受諾してきたこと、令和 2 年度においても X は Y の協力を得ながら準備を進めてきたこと等から Y の契約締結上の過失を認め、信頼利益の損害賠償として受診票等の送付に要した実費、人件費等 593 万円余の限度で請求を認容した。

参照条文等:民法 415 条・536 条 2 項・643 条・656 条・709 条

## 【7】宇都宮地判令和 5 年 6 月 28 日 判例時報 2606 号 86 頁

### 令和 4 年(ワ)第 83 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

(全文)[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/200/092200\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/200/092200_hanrei.pdf)

(添付文 1)[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/200/092200\\_option1.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/200/092200_option1.pdf)

(添付文 2)[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/200/092200\\_option2.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/200/092200_option2.pdf)

(添付文 3)[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/200/092200\\_option3.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/200/092200_option3.pdf)

(添付文 4)[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/200/092200\\_option4.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/200/092200_option4.pdf)

春山安全登山講習会に参加していた高等学校の教員及び生徒が雪崩に巻き込まれて発生した死亡事故の遺族である X ら(教員 1 名及び生徒 4 名の遺族ら)が、講師、主催者である高等学校体育連盟(高体連)及び県に対して損害賠償を請求した事案。

裁判所は、被告らのうちの講師については、その被告適格を肯定した上、公権力の行使に当たる公務員の職務行為に基づく損害についての個人責任を否定した最高裁判決(最三判昭和 30.4.19 民集 9.5.534 など)を参照し、講師の賠償責任を否定した。

被告らのうち、高体連及び県は、講師の注意義務違反を争わなかったことから、同注意義務違反を前提として、損害額等が争点となったところ、裁判所は、事故発生は雪崩に対する危機意識の希薄さから被告らが気象状況等の確認を怠り、講習会を中止しなかったことが一因であることに加え、雪崩発生後の対応が遅れたこと、講習会続行につき被災者らに落ち度は認められないと、被災者らの年齢・家族構成など本件に現れた一切の事情を考慮して X らの慰謝料等を算定し、既払金を考慮の上、高体連及び県に対し、総額 2 億 9270 万 7342 円及び遅延損害金の支払を命じた。

参照条文等:民法 709 条、国家賠償法 1 条 1 項

## 【8】東京地判令和 5 年 12 月 5 日 判例タイムズ 1525 号 193 頁

### 令和 4 年(ワ)第 31510 号 損害賠償請求事件(請求棄却)

X は動物愛護法所定の第一種動物取扱業者 Y から犬 1 匹を購入したが、売買契約締結 2 週間後、ミニヒゼンダニによる外耳炎及びジアルジア感染による腸炎に罹患していると診断されたため、Y が適切な健康管理を怠ったなどとして債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償(慰謝料等)を求めた。

本判決は、売買契約当時上記の寄生虫に感染していたことは認められるが上記疾病が発症していたとは認められないとした上で、本件は特定物の売買なので本件売買契約又は取引上の社会通念に適合する品質(健康状態)を備えていなかった場合には Y は債務の本旨に従った履行をしなかったと評価されるとし、本件売買契約では、引渡後に疾病にかかった場合には Y は法的責任を負わない旨が定められており、また、Y は動物愛護法及びこれに基づく環境省令の定めを遵守して動物を販売した場合には、上記健康状態を備えた動物を販売したと解するのが相当であり、Y は上記の定めに従い入荷から売買契約の前日まで健康状態を確認したこと等に鑑みると、売買契約当時上記の寄生虫に感染していたとしても、上記健康状態を備えていなかったということはできず、社会通念上、Y が目視によってその外形から健康状態を観察することを超えて、上記寄生虫への感染の有無を判断するための医学的な検査を実施すべき義務を負っているとはいえないし、請求を棄却した。

参考条文等:民法 415 条 1 項・483 条・709 条、動物の愛護及び管理に関する法律 21 条 1 項・21 条の 2、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令 4 環境省令 16 号改正前)2 条 4 号口・ヘ・7 号ニ

### (知的財産)

## 【9】知財高判令和 6 年 11 月 11 日 裁判所 HP

### 令和 6 年(行ケ)第 10028 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/492/093492\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/492/093492_hanrei.pdf)

原告は、「AWG 治療」を標準文字で表してなる商標であって、第 10 類「医療用機械器具」等を指定商品とする登録商標(引用商標)の商標権者である。被告は、「AWG 治療」を標準文字で表してなる商標であって、第 44 類「医療用機械器具の貸与」等を指定役務とする登録商標(本件商標)の商標権者である。

原告は、被告の本件商標について、自己の登録商標を引用商標として商標法 4 条 1 項 11 号該当を理由に、商標登録無効審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴えを提起した。

本件商標の指定役務「医療用機械器具の貸与」と、引用商標の指定商品「医療用機械器具」の製造・販売とは、同一事業者によって行われている例が多数みられ、これらの用途は共通し、販売場所と提供場所は同一である場合が多く、需要者の範囲は実質的に重なっている。このような取引の実情を踏まえると、本件商標の指定役務「医療用機械器具の貸与」と引用商標の指定商品「医療用機械器具」に同一の構成の商標(AWG 治療)を使用する場合には、同一の営業主体の製造・販売又は提供する商品・役務と取引者・需要者に誤認されるおそれがある。

原告は、先願に係る引用商標の商標権者であり、「AWG 治療」の商標を医療用機械器具に付した上でこれを引き渡す行為を第三者が行った場合、当該商標権の侵害を理由に禁止権を行使することができる(商標法 36 条、37 条 1 号、2 条 3 項 2 号)。しかし、本件商標の登録が有効なものだとすると、「AWG 治療」の商標を医療用機械器具に付した上でこれを貸与する行為は、通常、本件商標に係る商標の使用と認

めるのが自然であり、商標権の及ぶ範囲の重複・抵触が生じかねない。このような状況を招来させるのは、権利範囲の問題と登録要件の問題が理論上は別個の問題であるにせよ、商標法全体の整合的解釈という観点からは好ましいことではない。以上の理由からも、本件商標の指定役務「医療用機械器具の貸与」と、引用商標の指定商品・医療用機械器具とは、類似するものと判断するのが適切である。

したがって、本件商標の指定役務「医療用機械器具の貸与」と、引用商標の指定商品・医療用機械器具は、類似する商品・役務であると認められ、本件審決の判断には誤りがあるとして原告の請求が認容された。

参考条文等：商標法 2 条 3 項 2 号・4 条 1 項 11 号・36 条・37 条 1 号

#### 【10】知財高判令和 6 年 11 月 13 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10023 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/556/093556\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/556/093556_hanrei.pdf)

発明の名称を「情報処理端末」とする特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、本件補正を却下した本件審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した事案。

ア 本件補正に係る補正事項のうち、「決済以外の用途において適用可能な情報処理端末であって、」(補正事項 1)の追加は、決済専用の端末を本件補正発明の技術的範囲から除外するものであり、これは特許請求の範囲の減縮に当たると認められる。

また、「前記接触型の読み取り部及び前記非接触型の読み取り部は、決済に関する情報の入力がなされていない前記情報記憶媒体から読み取り対象の情報を読み取り可能であり、」(補正事項 3)の追加は、読み取り部の機能として、「決済に関する情報の入力がなされていない前記情報記憶媒体」を読み取り可能であることを限定するものであり、特許請求の範囲の減縮に当たると認められる。

イ その上で、本願発明の「決済に関する情報の入力の有無に関係なく、」を削除する補正事項 4 についてみると、文言上は、「前記接触型の読み取り部及び前記非接触型の読み取り部のそれぞれを」「情報記憶媒体から情報を読み取り可能な待ち受け状態に維持」する態様(以下「本件態様」という。)を限定していた事項を削除するものであるから、「『決済に関する情報の入力』の有無が本件態様に関係する情報処理端末」は、本願発明の範囲には含まれていなかったが、本件補正発明の範囲には含まれることになったと解釈する余地がある。

しかし、補正事項 4 を含む本件補正後の発明が、「決済に関する情報の入力の有無が本件態様に関係する情報処理端末」をその技術的範囲に含むと解することは、合理的な解釈とはいえない難い。むしろ、本願発明及び本件補正発明の技術的範囲の内容について、本願明細書の内容を考慮して解釈するならば、本件補正の前後を通じ、本件態様となるために「決済に関する情報の入力」が不要であることに変わりはなく、本願発明の「決済に関する情報の入力の有無に関係なく、」との文言は、決済以外の用途において適用可能であることを特定していたにすぎないものと解するのが相当であるから、補正事項 4 により、本件補正発明に本願発明に含まれていなかった事項が含まれることにはならない。

ウ 補正事項 1 及び 3 が特許請求の範囲の減縮に当たることは前記のとおりであり、補正事項 4 が新たな事項を追加するものではない以上、結局、本件補正是、全体として特許請求の範囲を減縮するものに当たる。これに反する被告の主張は、以上述べた理由により、採用することができない。したがって、補正事項 4 を含む本件補正是特許法 17 条の 2 第 5 項 2 号に規定する「特許請求の範囲を減縮」する場合に該当するから、同号の補正要件を満たしていないとする本件審決の判断には、誤りがある。

## 参照条文等:特許法 17 条の 2 第 5 項

### 【11】知財高判令和 6 年 11 月 25 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10055 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/616/093616\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/616/093616_hanrei.pdf)

被告は、「至福のギリシャ」を標準文字で書してなり、第 29 類「ギリシャ国の伝統製法によるヨーグルト」を指定商品とする登録商標(本件商標)の商標権者である。原告(ギリシャ共和国)は、本件商標の商標登録を無効にすることについて審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件商標は、「至福の」という語が「ギリシャ」と組み合わされてなる商標であり、「この上もない幸せの国ギリシャ」という程度の一つのまとまりのある意味を理解させるものと認められるから、ギリシャという国あるいは地域そのものを「至福の」という肯定的なイメージとともに需要者に想起させ、ヨーグルトである本件商標の指定商品のイメージに仮託するものである。それは、「ギリシャ」のみからなる商標とは異なり、産地や販売地を記述的に表示したものではなく、ギリシャという国あるいは地域から連想される抽象的なイメージを利用して、ギリシャと何らかの形で関連する商品であることを表示するに止まるものであるから、その関連性は、産地や販売地に限られることはなく、「ギリシャ」を産地又は販売地として表示するものに当たるとはいえない。したがって、本件商標は商標法 3 条 1 項 3 号に該当するとは認められない。

また、原告は、本件商標の登録を認めることは、日本の一事業者にすぎない被告が一方的にギリシャ国に付した漠然としたイメージを、日本が国家として是認することになり、「特定の国若しくはその国民を侮辱する場合」に当たると主張する。

しかし、「特定の国若しくはその国民を侮辱する」かどうかは、イメージの内容如何によるのであり、「至福の」という肯定的な修飾語を伴う本件商標により想起される「この上もない幸せの国ギリシャ」というギリシャ国に対する「漠然としたイメージ」がギリシャ国又はその国民を侮辱するものということはできない。もとより、本件商標の登録を認めたからといって、商標法上の保護が与えられるだけであり、ギリシャ国についての特定のイメージを日本が国家として承認するなどといった法的効果が発生することはない。したがって、本件商標は商標法 4 条 1 項 7 号に該当するとはいえない。

よって、原告の請求は理由がない、として原告の請求は棄却された。

## 参照条文等:商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 7 号

### 【12】知財高判令和 6 年 11 月 27 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10005 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/571/093571\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/571/093571_hanrei.pdf)

発明の名称を「電子患者介護用のシステム、方法および装置」とする特許出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、特許請求の範囲の記載が明確性要件を満たさないとする本件審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した事案。

各刊行物の各記載によれば、「ウェブ・サービス」という用語は、「インターネット上に分散した複数のウェブアプリケーションシステムをシステム同士で連携させる技術であり、XML、UDDI、WSDL 及び SOAP の規格に適合したもの」という意味で用いられ、本願の国際出願日の当時、技術常識となっていたと認められる。

また、この「ウェブ・サービス」との関係において、「トランザクション」という用語は、「複数の処理をひとまとまりにしたものであって、同時にアクセスされる基礎データの一貫性を確保することができるもの」という意味で用いられると認められ、そうすると、「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」とは、この「トランザクション」を基礎とした「ウェブ・サービス」という意味の用語であって、これも、本願の国際出願日(平成25年12月20日)の当時、技術常識となっていたと認められる。

したがって、出願当時における技術常識を踏まえると、本願各発明の「ウェブ・サービス」及び「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」は、それぞれ、上記の意味で用いられているといえるから、本願明細書において、これらの用語の具体的な説明がされていなかったとしても、特許請求の範囲の記載が第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるとはいえない。

被告は、本願明細書には「ウェブ・サービス」及び「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」の具体的な説明が一切ないから、本願との関係が明らかではない文献の記載を参照しても技術的な意味が明確であるということはならず、また、出願当時の技術常識を考慮して用語の技術的な意味を把握しようとしても、本願明細書にはその手掛かりがないから、本願とは関係がない証拠の提出により用語の技術的な意味を自由に変更することができる旨主張する。しかし、明確性要件の判断は、当業者の出願当時における技術常識を基礎とすべきところ、「ウェブ・サービス」及びウェブサービスに関する「トランザクション」という用語自体の意味が技術常識であったと認められるから、本願明細書に具体的な説明がなくとも、「ウェブ・サービス」及び「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」の技術的意味が不明確であるということはできない。また、このように解することは、技術常識の認定の問題であって、原告が特許請求の範囲に記載された用語の意味を自由に変更できることを意味するものではない。

以上のとおり、本願発明の特許請求の範囲の記載が明確性要件を欠くとする本件審決の判断には誤りがあるから、取消事由1は理由がある。

#### 参考条文等：特許法36条6項2号

#### (民事手続)

【13】名古屋地判令和6年3月6日 判例タイムズ1525号220頁

令和5年(ワ)第2684号 損害賠償請求事件(一部認容、確定)

Xは横断歩道を横断中に、運転免許停止中のYが運転する自動車と接触したため、不法行為に基づき損害賠償を求めた。Yが訴訟係属中に破産手続開始の申立てをしたが、交通事故に関する争点整理はほぼ尽きていたことを踏まえ、裁判所は、開始決定前に考えられる結論を当事者に示した上で、弁論を終結した。

裁判所は、Yの無免許運転は故意行為であるが、事故の直接の原因は横断歩道歩行中のXを看過したという過失であり、重大な過失とまでは言い難く、無免許であったことにより本件事故が生じたりXの損害が増加したりしたとまではいえないので、故意又は重大な過失により人の身体を害したものとはいせず、非免責債権には該当しないとし、破産手続の中で免責許可決定が確定したときはいわゆる自然債務となり、給付保持力のみを有し、その限度で確認する利益が認められるとして、いわゆる質的一部認容判決(免責が許可されないことが確定したときは支払うものとし、免責許可決定が確定したときは判決で認めた金員を受領する権利を有することを確認する内容の判決)を言い渡した。

#### 参考条文等：破産法253条1項3号、民事訴訟法246条

(刑法)

【14】最三決令和 5 年 2 月 20 日 判例タイムズ 1525 号 36 頁

令和 4 年(あ)第 288 号 貸金業法違反、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反被告事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/800/091800\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/800/091800_hanrei.pdf)

被告人は、顧客から貸金債権の一部を額面額から 4 割程度割り引いた額で譲り受け、同額の金銭を交付する給料ファクタリングと称する取引を行っていたところ、貸金業法違反(無登録営業)及び出資法違反(超高金利罪)に問われた。契約上、給料不払いの危険は被告人が負担するとされていたが、顧客が希望する場合は債権譲渡の通知を留保し、顧客は買戻し日に額面額で買い戻すことができ、実際には全ての顧客との間で買戻し日が定められ債権譲渡通知は留保されていた。

本決定は、労基法 24 条 1 項の趣旨に従すれば、貸金債権の譲渡後も同項は適用され、使用者は直接労働者に対し支払わなければならないので、被告人は実際には債権を買い戻させることなどにより顧客から資金を回収するほかなく、顧客も譲渡を使用者に知られることのないよう債権譲渡通知の留保を希望しており、債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかつたとし、そうすると形式的には債権譲渡の対価とされ、使用者の不払いの危険を被告人が負担するとされていたとしても、実質的には返済合意がある金銭交付と同様の機能を有するとし、貸金業法 2 条 1 項と出資法 5 条 3 項にいう「貸付け」に当たるとし、上記各罪の成立を認めた。

参照条文等:貸金業法 2 条 1 項、出資の借入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 5 条 3 項・7 条、労働基準法 24 条 1 項

【15】最一決令和 6 年 11 月 19 日 裁判所 HP

令和 6 年(す)第 739 号 保釈保証金没取請求事件(請求認容(全部没取))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/522/093522\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/522/093522_hanrei.pdf)

(事案)

被告人は、(1)窃盗、(2)窃盗、詐欺被告事件を含む詐欺、窃盗、大麻取締法違反被告事件について、東京地方裁判所において懲役刑の宣告を受け、同日、(1)(2)の事件についての保釈許可決定((1)につき、225 万円、(2)につき 225 万円)に基づき保釈された(以下「本件保釈許可決定」という。)。

被告人は東京高等裁判所に控訴し、同裁判所において控訴棄却の判決の宣告を受けたが、被告人は別件大麻取締法違反被疑事件で逮捕されるまで逃亡したことから、検察官が、本件保釈許可決定に基づき納付された保釈保証金の没取を請求した。

(判旨)

刑訴法 96 条 7 項により、保釈保証金を全部没取するのが相当である。

参照条文等:刑事訴訟法 96 条 7 項

【16】名古屋高判令和 6 年 11 月 20 日 裁判所 HP

令和 6 年(行コ)第 46 号 行政文書不開示決定取消請求控訴事件(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/642/093642\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/642/093642_hanrei.pdf)

死刑執行申書の一切及び同書の添付資料の一切(本件対象文書)の開示請求に対し、原判決が認定した事実及び理由を引用し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 8 条に基づき、本件対象文書の

存否を明らかにしないで不開示としたことが是認された事案。

参照条文等：行政機関の保有する情報の公開に関する法律 8 条

#### 【17】福岡高判令和 6 年 11 月 21 日 裁判所 HP

令和 4 年(う)第 40 号 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、公契約関係競売入札妨害(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/647/093647\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/647/093647_hanrei.pdf)

地方自治体の道路改良工事にかかる入札について、予定価格や工法が公示されるような事情下ではこれらが「入札等に関する秘密」に該当しない等と争われた事案である。

裁判所は、上記秘密該当性については、いち早く知ることで入札体制を整えることが出来る以上、それが最終的に公示されるからといって、秘密該当性は損なわれない等と判断した。

参照条文等：入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律 8 条、刑法 96 条の 6 第 1 項

#### 【18】大阪高判令和 6 年 11 月 25 日 裁判所 HP

令和 6 年(う)第 429 号 嘱託殺人、有印公文書偽造、殺人(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/615/093615\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/615/093615_hanrei.pdf)

医師(主治医ではない)である被告人が、筋萎縮性側索硬化症(ALS)に罹患した者への嘱託殺人罪に問われた事案であり、共謀や可罰的違法性の有無等が争われた。

可罰的違法性について、裁判所は、患者の自己決定権に鑑みれば嘱託殺人罪に問われない場合もあるとしながら、本件では被害者の病状等を把握しておらず、被害者の意思の真摯性等の確認も行われておらず、可罰的違法性が認められない例外の場合に当たらないと判断した。

参照条文等：刑法 202 条

#### 【19】福岡高判令和 6 年 11 月 27 日 裁判所 HP

令和 6 年(う)第 180 号 殺人、詐欺未遂、詐欺(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/620/093620\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/620/093620_hanrei.pdf)

保険金殺人事案であり、犯人性が主要争点である。

控訴審判決は、犯人性を基礎付ける間接事実の評価及び弁護人が掲げる間接事実の評価を行い、犯人性を認めた原判決を支持し、論理則、経験則等に照らして不合理なものではなく、原判決に事実誤認はないとした。

参照条文等：刑法 199 条

#### 【20】大阪地判令和 5 年 4 月 20 日 判例タイムズ 1525 号 127 頁

令和 2 年(ワ)第 11652 号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴(後一部変更、一部控訴棄却))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/116/092116\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/116/092116_hanrei.pdf)

X1 は強度近視のため眼鏡を使用していたところ、刑事事件の被告人となり未決拘禁者として拘置所に収容された際、拘置所長からレンズの着色濃度が基準を満たさないなどして眼鏡 A の使用を許可しない措置を受け(1)、その後、国選弁護人 X2 から、別の眼鏡 B の差入れを受け使用していたが、有罪判決の確定

により刑務所に移送された際、刑務所長からレンズが無色透明ではないなどとして使用を許可しない措置を受けた(2)。Xらは(1)の不許可措置はX1X2との関係で、(2)はX1との関係で違法であるとして国賠法1条1項に基づき慰謝料等を求めた。本判決は、裸眼視力では日常生活に著しい制限を受けることが想定される者において、自己の視力補正用眼鏡を使用すること等により適切に視力を矯正して日常生活を送ることは、人格権として憲法13条に基づく基本的人権と同等に尊重されるべきであるとし、(1)については、X1は弁護人と接見を行う部屋において眼鏡等により視力を矯正しなければ証拠書類等を閲覧することが困難な者である等とした上で、X1X2の接見交通権を侵害するので違法であるとし、(2)については、X1が裸眼視力では日常生活に著しい制限を受けることが想定される者であること、着色濃度は無色透明のものと大差ないこと等から、X1の人格権を侵害し違法であるとし、X1に対し27万5000円、X2に対し10万円の支払を認めた。

参照条文等：刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 31条・42条1項・2項・73条1項・2項

#### 【21】大阪地判令和5年10月13日 判例時報2604号102頁

令和4年(わ)第3081号 覚醒剤取締法違反被告事件(無罪(確定))

被告人が自宅で覚せい剤(本件覚醒剤)を所持したとして起訴されたが、本件覚醒剤は被告人の鞄内の財布から発見されたとは認められず、被告人が覚醒剤を所持したとは認められないとして無罪を言い渡した事案。なお、被告人の自宅は薬物事犯の前科前歴を有する者を含む不特定多数の者が出入りしており、捜索時は被告人の長男も在宅していた。

被告人が使用する和室で被告人の鞄内を捜索した警察官は、鞄内から財布を取り出し、同財布内から2つのパケを発見し、そのうち1つ(パケB)をテーブル上に置いたまま、他方のパケ(パケA)だけ持って別の部屋に移動したと供述し、和室にいた別の警察官は、和室の床に本件覚醒剤の入ったパケがあるのを発見したと供述した。本判決は、捜索差押手続中に発見された証拠品が警察官らの監視を離れた状態に置かれることは通常考え難いことや他の警察官は財布からパケが発見された状況は見ておらず、パケBと本件覚醒剤の入ったパケが同一であるとは断定できない等と指摘し、無罪とした。

参照条文等：覚醒剤取締法 41条の2

(公法)

#### 【22】最二判令和6年12月16日 裁判所HP

令和5年(行ヒ)第430号 不作為違法確認等、国家賠償等請求事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/621/093621\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/621/093621_hanrei.pdf)

沖縄防衛局長が沖縄に関する特別行動委員会(以下「SACO」という。)見舞金の支払手続をとらなかつたことについて、被害者がSACO見舞金受諾書を提出しておらず、SACO見舞金を支給する旨の合意が成立していない以上、国が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負わないとされた事例。

なお、沖縄防衛局長が自ら支給額を決定して回答したSACO見舞金を支給しないことは、信義則上の義務に違反し、被害者の相続人である上告人らの法的利益を害するものの、国家賠償法1条1項の違法があるとまではいい難いとする意見が付された。

参照条文等：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 18条6項、国家賠償法1条1項

### 【23】高松高判令和 6 年 12 月 5 日 裁判所 HP

令和 6 年(ネ)第 147 号 国家賠償請求控訴事件(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/601/093601\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/601/093601_hanrei.pdf)

控訴人らが、(1)内閣が平成 26 年 7 月 1 日に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する基本方針を閣議決定したこと、(2)内閣が平成 27 年 5 月 14 日に「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 76 号)及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」(平成 27 年法律第 77 号)に係る法律案を閣議決定したこと、(3)内閣が平成 27 年 5 月 15 日に平和安全法制関連 2 法に係る法律案を国会に提出したこと、(4)国会が当該法律案を可決したことにより、平和的生存権、人格権又は人格的利益、憲法改正・決定権を侵害され、精神的苦痛を被ったと主張して損害賠償を求めた事案であるが、裁判所は、本件立法等行為によって、国家賠償法 1 条 1 項 の請求を基礎付ける控訴人らの権利又は法律上保護される利益が侵害されたとは認められないから、控訴人らの請求はいずれも理由がなく棄却するのが相当であるとして何れも退けた。

参照条文等:憲法 13 条等

### 【24】東京地判令和 5 年 5 月 25 日 判例時報 2606 号 45 頁

令和 3 年(行ウ)第 123 号 消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件(棄却(控訴))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/572/092572\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/572/092572_hanrei.pdf)

土地付き中古住宅の販売事業を営む X が、顧客への物件の譲渡に係る消費税及び地方消費税の納税申告について処分行政庁が行った更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分は違法であるとして、国を相手に取消しを求めた事案において、裁判所は、次の通り判示して、処分行政庁の判断を是認し、X の請求を棄却した。

1 事業者が土地と建物とをその代金額を明示的に区分した上で同一の者に対して同時に譲渡した場合においても、その消費税の課税標準の額の算定に当たっては消費税法施行令 45 条 3 項が適用される。  
2 事業者が土地と建物とを同一の者に対して同時に譲渡した場合の消費税の課税標準の額の算定に当たって、当該譲渡に係る売買契約書において土地の代金額と建物の代金額とが明示的に区分されていたとしても、当該事業者が、一般の中古住宅市場では流通しにくい中古住宅をその敷地と共に仕入れ、建物を中心としたリフォームによってその交換価値を高めていたこと、それにもかかわらず建物の代金額を専ら過去に仕入れた中古住宅における建物の価額の割合の平均値により算出していたため、仕入れ時及び販売時をみると、全体的に土地の価値が急騰する一方、建物の価値は下落して建物単体では損失が生じた形になっており、その結果として当該事業者が高額の消費税の還付を申告していたことなど判示の事情の下においては、消費税法施行令 45 条 3 項所定の「課税資産の譲渡の対価の額と非課税資産の譲渡の対価の額とに合理的に区分されていないとき」に該当する。

参照条文等:消費税法 28 条 1 項・4 項、消費税法施行令(平成 30 年政令第 135 号による改正前のもの)45 条 3 項

(社会法)

### 【25】福岡地判令和 6 年 4 月 24 日 判例タイムズ 1525 号 150 頁

令和 5 年(ワ)第 959 号 未払賃金等請求事件(一部認容、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/979/092979\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/979/092979_hanrei.pdf)

X は、九州地区内のゴルフ競技大会の運営等を行う Y の事務局に勤務していたが、Y から、(1)組織内における相互協力意識が欠落し、コミュニケーション能力が低く、再三の注意にもかかわらず改善されなかつたことが就業規則 22 条 5 号の「技能低劣で業務の遂行に必要な能力を欠く」に該当し、(2)退職の意思表示をし、Y が退職に伴う事務作業を進めていた後に翻意して Y に混乱を生じさせたことが同条 4 号の「業務の都合上やむを得ないとき」に該当するとして解雇されたことから、解雇は無効であるとして従業員としての地位確認等を求めた。

本判決は、(1)について、X は自らの守備範囲と考える業務は特段の問題なく遂行しており、事務処理能力はプラスと評価されていたこと、Y の事務局長の指導に対し反省ないし改善の意向を示していたことなどから、X が周囲との協調性に欠けることや事務局長において十分な改善の姿勢があると捉えなかつたことについては一定程度理解できることを踏まえても、上記第 5 号に該当するとはいえないとし、(2)についても、X は正式に退職届を書面で提出しておらず、明示的な退職意思を示していなかつたことや、解雇後に Y が後任者を雇用しておらず Y の事務作業に深刻な混乱が生じたかは定かではないなどとし、上記 4 号に該当しないとし、解雇の無効等を認めた。

参考条文等:労働契約法 16 条

(紹介済み判例)

福岡高判令和 5 年 2 月 6 日 判例時報 2606 号 83 頁

令和 4 年(ラ)第 487 号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件(一部変更(特別抗告・抗告棄却))

→法務速報 268 号 2 番で紹介済み

東京高判令和 5 年 9 月 28 日 判例時報 2606 号 98 頁

令和 5 年(う)第 75 号 道路交通法違反被告事件(破棄自判(上告))

→法務速報 270 号 18 番で紹介済み

福岡高判令和 5 年 12 月 15 日 判例タイムズ 1525 号 102 頁

令和 5 年(う)第 1 号 住居侵入、建造物侵入、窃盗未遂、建造物侵入未遂、窃盗(変更後の訴因:常習特殊窃盗)、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反被告事件(破棄自判、上告)

→法務速報 280 号 15 番にて紹介済み

最三判令和 6 年 3 月 12 日 判例時報 2604 号 5 頁

令和 4 年(受)第 1041 号 共通義務確認請求事件(破棄自判)

→法務速報 250 号 13 番で紹介済み

## 2. 令和 6 年(2024 年)12 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

## 法律名及び概要

・衆法 216 14

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

・・・各議院の議長、副議長及び議員が受ける期末手当の支給割合を現行の水準に据え置くことを定めた法律。

・衆法 216 15

### 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定することを定めた法律。

・衆法 216 16

### 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

・・・国会職員について、育児時間制度において1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できること、常時勤務することを要しない国会職員についても、育児時間の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げることを定めた法律。

・衆法 216 20

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

・・・調査研究広報滞在費に関し、報告書の提出及び公開並びに残余の額の返還について定めた法律。

・閣法 216 1

### 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額、交通機関等に係る通勤手当支給限度額の見直し、採用時からの単身赴任手当の支給、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯及び支給対象職員の拡大等を定めた法律。

・閣法 216 2

### 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うことを定めた法律。

・閣法 216 3

### 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員及び防衛省の職員について、育児時間制度において1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにすること、これらの職員のうち常時勤務することを要しない職員についても、育児時間の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げることを定めた法律。

・閣法 216 5

### 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・地方財政の状況等に鑑み、令和6年度に限り臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還

基金費を設けること等を定めた法律。

・閣法 216 7

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うことを定めた法律。

・閣法 216 8

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うことを定めた法律。

・閣法 216 9

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定すること等を定めた法律。

### 3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

寺本吉男 日本法令 2,860 円

Q & A 単純承認・限定承認・相続放棄の法律実務 判断ポイントと事例・書式★

弁護士法人 飛翔法律事務所／編 商事法務 4,180 円

実務必携 契約書チェックマニュアル

堂薗幹一郎／脇村真治／神吉康二／宇野直紀／著 商事法務 3,960 円

逐条解説 改正相続法

鎌田 薫／加藤新太郎／松本恒雄／編 日本評論社 5,500 円

債権法改正講座 第3巻 契約

### 4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

眞鍋彰啓／編著 民事法研究会 3,080 円

弁護士とケースワーカーの連携による生活保護の現場対応 Q & A★

井上繁規／著 第一法規 5,720 円

労災保険請求の手続と理論 その審理の基本構造と実務上の重要論点

早稲田リーガルコモンズ法律事務所／島田陽一／河崎健一郎／西野優花／編著 旬報社 4,400 円  
学校運営の法務 Q & A

松尾剛行／著 弘文堂 3,300 円

サイバネティック・アバターの法律問題 VTuber 時代の安心・安全な仮想空間にむけて

小里佳嵩／編著 野崎智己／著 日本評論社 5,720 円

医療法務ハンドブック 医療機関・介護施設のための予防法務と臨床法務

## 5. 発刊書籍＜解説＞

「Q&A 単純承認・限定承認・相続放棄の法律実務 判断ポイントと事例・書式」

限定承認または相続放棄のいずれを選択するか判断をする際に注意すべきポイントや手続き等が具体的な事例をもとに紹介されている。限定承認をした場合の相続税の解説や、書式も多数掲載されており有用な本である。

「弁護士とケースワーカーの連携による生活保護の現場対応 Q&A」

生活保護を利用している者が離婚、損害賠償請求、破産、相続などの様々な法律問題に直面した際の福祉と司法の連携のあり方が、具体的な場面毎に解説されている。現場での実例をベースにした事例形式で解説されており分かりやすく、有益な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。